



三交安第 123 号
平成 20 年 12 月 26 日

全国海運組合連合会 御中

第三管区海上保安本部長
牛 島 清



東京湾中ノ瀬西側海域における航法について
時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から東京湾における船舶交通の安全確保につきまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、当管区では、海上交通安全法施行規則の一部改正（中ノ瀬航路航行義務に係る経過措置の見直し）に伴い、「東京湾中ノ瀬西側海域における新たな灯浮標の設置とこれに伴う航法指導について」（平成 10 年 12 月 22 日、三警航第 280 号、三灯監第 360 号）による東京湾中ノ瀬西側海域における航行方法を別添のとおり改めることといたしました。

つきましては、皆様方におかれましても傘下の船舶運航関係者の方々に周知、指導を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

別 添

東京湾中ノ瀬西側海域における航法について

平成 20 年 12 月 26 日
第三管区海上保安本部

平成9年7月2日東京湾中ノ瀬西側海域において発生した大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号底触・油流出事故」の重大性にかんがみ、同海域におけるより一層の船舶交通の安全を図るため実施してきた航行方法のうち「記3」を、海上交通安全法施行規則の一部改正（平成20年12月1日、国土交通省令第98号）に伴い、改正し、平成21年1月1日から下記の航行方法とする。

記

- 1 東京湾中ノ瀬西側海域を南航する船舶は、東京湾中ノ瀬西方第三号、第二号、及び第一号の各灯浮標（以下「整流用灯浮標」という。）を左げん側に見て航過すること。
- 2 東京湾中ノ瀬西側海域を北航する船舶（京浜港横浜区第5区根岸方面に向かう船舶を除く。）は、行き先に向けて所定の針路とするまでは各整流用灯浮標を左げん側に見て航過すること。
- 3 東京湾中ノ瀬西側海域を北航する喫水 20 メートル以上の船舶は、東京湾中ノ瀬A、B、Cの各灯標及び同D灯浮標を結んだ線から 400 メートル以上離して航過すること。
- 4 東京湾中ノ瀬西側海域に錨泊しようとする船舶は、3基の各整流用灯浮標を結んだ線から 1,000 メートル以上離して錨泊すること。
- 5 VHF電話（CH16、156.8MHz）を装備する船舶は、東京湾海上交通センターから情報を伝達することがあるので、レーダーサーブिसエリア内を航行中はVHF電話を常時聴守すること。

中ノ瀬西側海域における航法

